

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(東京都担当部会)**

**平成 28 年 12 月 9 日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正を不要としたもの** 3件

**厚生年金保険関係** 3件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1600667 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600314 号

## 第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名（継柄） : 女（妻）

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 40 年生

住所 :

### 2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 38 年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 11 年 8 月 1 日から平成 25 年 5 月 1 日まで

私の夫（訂正請求記録の対象者）のA社における年金記録は、平成 11 年 8 月 1 日の入社以来、15 年間にわたり標準報酬月額が実際の報酬月額より低くなっている。前回、記録訂正是できない旨の決定がなされたが、今回、新たな資料として平成 18 年度から平成 26 年度までのB市の「市民税・県民税課税（非課税）証明書」及び預金通帳の写し等を提出するので、再度調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者による訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額に係る訂正請求については、請求期間のうち、平成 11 年 8 月から平成 14 年 7 月までの期間については、請求者及び事業所から給与明細書、賃金台帳等の提出がなく、当該期間の給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができないこと、平成 24 年 1 月から平成 25 年 4 月までの期間については、事業所から提出された訂正請求記録の対象者に係る平成 24 年分及び平成 25 年分の賃金台帳により、給与支給額はオンライン記録の標準報酬月額を大幅に上回るもの、厚生年金保険料はオンライン記録の標準報酬月額に基づき控除されていることが確認できること及び平成 14 年 8 月から平成 23 年 12 月までの期間については、請求者から提出された預金通帳の写し及び金融機関から提出された入出金明細書により、各月末（預金通帳の写しについては、一定期間の入出金の記録がまとめられているため振込の詳細を確認することができない期間を除く。）の給与

の入金額が、平成 24 年分及び平成 25 年分の賃金台帳における各月の差引支給額とほぼ同額であることから、当該期間についても、平成 24 年 1 月から平成 25 年 4 月までの期間同様、給与支給額は標準報酬月額を大幅に上回ると推認されるものの、厚生年金保険料は、請求者が主張する給与振込額に見合う標準報酬月額に基づき控除されていたことを確認することができないことなどから、既に平成 28 年 2 月 23 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、新たな資料として訂正請求記録の対象者に係る平成 18 年度から平成 26 年度までの B 市の「市民税・県民税課税（非課税）証明書」及び預金通帳の写し等を提出し、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、上記資料は、前回の訂正請求において社会保険料控除の検証資料として使用された資料と同一内容のものであり、当該資料のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることができない。

また、今回、新たな資料として A 社から提出された訂正請求記録の対象者に係る平成 21 年分から平成 26 年分までの給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿における社会保険料等の控除額は、訂正請求記録の対象者の当該期間に係るオンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額と概ね一致していることがうかがえる。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求期間について、訂正請求記録の対象者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1600835 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600315 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 60 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から平成 21 年 9 月 1 日まで

A社に勤務している請求期間に係る標準報酬月額は、国の記録において、22 万円から 24 万円に訂正されているが、当該期間は保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る「年間賃金台帳（簡易）」（平成 20 年分）、「通勤費請求書」及び担当者の陳述により、請求者の請求期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は 24 万円であるものの、「年間賃金台帳（簡易）」（平成 20 年分）及び「年間賃金台帳（項目別）」（平成 21 年分）により、請求期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は 22 万円であることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求期間の標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、上記のとおり、請求期間の標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額（24 万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（22 万円）よりも高額であるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（22 万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（22 万円）と同額であることから、訂正是認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1600764 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（脱）第 1600007 号

## 第1 結論

昭和 23 年 11 月 1 日から昭和 31 年 5 月 26 日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名（続柄） : 男（子）

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 32 年生

住 所 :

### 2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 大正 12 年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 23 年 11 月 1 日から昭和 31 年 5 月 26 日まで

平成 28 年 \* 月に父が亡くなり、私が亡き母（訂正請求記録の対象者）の遺族年金の相談に年金事務所へ行った際に、母の年金記録について、統合されていない厚生年金保険の被保険者期間があることを知った。

その後、年金事務所から、母の厚生年金保険の被保険者期間については、脱退手当金として支給済みであるとの回答をもらったが、母は脱退手当金を受給していないと思うので、脱退手当金の支給記録を取り消して、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給額及び支給決定年月日が記載されており、オンライン記録における脱退手当金の支給額及び支給決定年月日と一致していることが確認できる。

また、支給決定年月日である昭和 31 年 8 月 8 日は、請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月半後であり、事務処理に不自然さはうかがえない上、当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことを踏まえると、請求期間に係る事業所を退職後、厚生年金保険の加入歴がない訂正請求記録の対象者が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

さらに、訂正請求記録の対象者が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。